

沿岸広域振興局長告示第46号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和6年10月25日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

1(1) 名称 盛特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 大船渡市内の三陸縦貫自動車道と市道下館下4号線との交点を起点とし、起点から三陸縦貫自動車道を北に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道田茂山明神前線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道下館下4号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 猪川立根特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 大船渡市内の三陸縦貫自動車道と市道権現堂久名畑線との交点を起点とし、起点から三陸縦貫自動車道を北東に進み新三陸トンネル入口に至り、新三陸トンネルと国道45号との交点から同国道を西に進み市道岩脇堂中線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道権現堂久名畑線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 十二神山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡山田町大沢地内の町道総合運動公園線と航空自衛隊第37警戒隊取付道路との交点を起点とし、起点から町道総合運動公園線を南西に進み同町道と大沢川右岸の交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み大沢川始点に至り、同点から同点と国有林三陸北部森林管理署10林班わ小班と同よ7小班の小班界を結ぶ線を北東に進み国有林三陸北部森林管理署10林班わ小班と同よ7小班の小班界との交点に至り、同点から国有林三陸北部森林管理署10林班わ小班と同よ7小班の小班界を北西に進み国有林三陸北部森林管理署10林班わ小班、同よ7小班及び同9林班の5小班の林班界に至り、同点から同点と国有林三陸北部森林管理署9林班の3小班、同る4小班、同わ1小班及び同わ2小班の小班界を結ぶ線を北東に進み国有林三陸北部森林管理署9林班の3小班、同る4小班、同わ1小班及び同わ2小班の小班界との交点に至り、同点から国有林三陸北部森林管理署9林班の3小班と同わ1小班的小班界を北西に進み国有林三陸北部森林管理署9林班の1小班、同る3小班及び同わ1小班的小班界との交点に至り、同点から国有林三陸北部森林管理署9林班の1小班と同る3小班的小班界を北に進み航空自衛隊第37警戒隊敷地フェンスとの交点に至り、同点から同フェンスを東へ進み航空自衛隊第37警戒隊取付道路との交点に至り、同点から同取付道路を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器